

令和9年度保育所等新規入所の手続きについて

令和9年4月に保育所等へ入所(転園)を希望される場合は、一斉受付の対象です

申請書等は、下記の期日までに市役所の窓口へ提出してください。

書類に不備のないよう、「甲州市保育所(園)・認定こども園等 令和9年度入所手続きのご案内」を参考に、ご準備をお願いします。



■申込書類受付期間 ※締切厳守

令和8年11月2日(月)～11月11日(水)
(土日・祝日を除く 8:30～17:15)

受付場所：甲州市役所1階 子育て支援課 保育・児童担当

【ご注意ください】

※甲州市外の保育所等を希望する場合は、事前に保育所等が所在する市町村に受付期限を確認し、施設が所在する市町村の受付期限の10日前までに甲州市へ書類を提出してください。施設の受入状況や必要書類などの確認も一緒に行ってください。

※受付期間は厳守してください。

受付期間後の提出は2次選考となります。受付期間内にご提出いただいた方を優先して審査を行います。あらかじめご了承ください。

※提出の順番は、審査に影響しません。

ご提出いただいた際に、書類等が揃っているか確認を行います。

お時間に余裕を持って、窓口へお越しください。

■提出書類

※書類不備があった場合は、受付ができません。

- ☐ 「支給認定申請書（施設型給付費・地域型保育給付費）（兼施設入所申込書）」
- ☐ 保育を必要とする証明書（父母それぞれ必要）
※入所手続きのご案内P3～P4を参照し、該当する証明書等
- ☐ 世帯の状況の証明書類（ひとり親世帯など該当する場合のみ）
※入所手続きのご案内P4を参照し、該当する証明書等
- ☐ 「退所届」（転園の場合のみ）

※提出された書類は、審査し、必要に応じ再度書類の提出を求める場合があります。

※書類不足の場合は受理できません。必ず「入所手続きのご案内」をご確認ください。

■提出時に持ってくる物

- ☐ 提出に来る方の「マイナンバーカード」
または「通知カード＋運転免許証等の本人確認資料」

■入所の決定について

入所希望児童の年齢と保育の必要性により、支給認定の区分を決定します。

入所希望者が定員を超えた場合、市が定める審査選考方法に基づき、公正に入所決定をします。

1月下旬までに「利用承諾通知書（入所決定通知）」を発送します。

甲州市外の保育所等を希望した場合は、受入市区町村からの回答後の発送になります。

■支給認定証および利用者負担額の通知

令和9年4月から8月分の利用者負担額は、令和8年度の市民税所得割額を基に算定し、令和9年4月上旬までに支給認定証とともに通知します。

また、令和9年9月以降の利用者負担額は、令和9年度の市民税所得割額を基に再算定し、令和9年9月上旬までに通知する予定です。

利用者負担額の算定をするために、保護者の方は収入が0円の場合でも、必ず申告を行ってください。